

令和3年度第2回厚生労働省公共調達中央監視委員会 (第一分科会) 審議概要

開催日及び場所	令和3年10月4日(月)	
委員(敬称略)	第一分科会長	枝松 広朗 あおば公認会計士共同事務所 公認会計士
	委員	寛 淳夫 学校法人工学院大学建築学部 教授
	委員	遠山 康 遠山康法律事務所 弁護士
審議対象期間	原則として令和3年4月1日～令和3年6月30日の間における調達案件	
抽出案件	11件	(備考)
報告案件	0件	「報告案件」とは、各部局に設置された公共調達審査会で審議された案件について報告を受けたものである。
審議案件	11件	
意見の具申または勧告	なし	
委員からの意見・質問に対する回答等(※書面による質疑応答をまとめたもの)	意見・質問	回 答
	下記のとおり	下記のとおり
【審議案件1】 審議案件名 : 衛星電話アンテナ設置工事 資格種別 : ー 選定理由 : 随意契約(少額随契)を実施している案件中、契約率が100%であるため 発注部局名 : 年金局事業企画課 契約相手方 : 株式会社NTTドコモ 予定価格 : 2,499,200円 契約金額 : 2,499,000円 落札(契約)率 : 100% 契約締結日 : 令和3年1月8日		
(調達の概要) 会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第2号に基づく随意契約を行った。		
意見・質問		回 答
予定価格を算定する際の参考見積りは1者(契約者)からだけ入手したのですか。1者のみでは、実勢価格を見つけることはできません。		見積書については、契約者も含め7者に依頼を行いました。契約者以外の業者からは対応不可及び反応がない等であり、契約者以外の見積書を取得できませんでした。
予定価格が適正であることの科学的な検証はどのように行いましたか。資料からは契約者からの参考見積りを検証しないまま予定価格としているように見えます。		複数の見積書を取得するために合計7者に依頼した結果、契約者のみ見積書を提出してきたものであり、見積書の依頼をした際に価格交渉した結果、適正な予定価格として判断したものです。
随意契約の場合には契約価格が高止まりしないように値引き交渉は欠かせないと思います。実施しましたか。		価格交渉を行った結果の価格となっております。
予定価格が少額随意契約上限ぎりぎりとなっています。穿った見方をすると、競争性のない少額随意契約にするため企図したもので、と疑念が出てきます。この点についてはどうですか。		契約者との価格交渉の結果、少額の随意契約に該当することとなったものであり、故意に少額の随意契約にするために予定価格を設定した訳ではありません。
衛星電話・FAXの室内利用を必要とする新たな業務が生じたのでしょうか。それとも、同種業務はすでにあり、衛星電話・FAXを室内利用せずに対応していたところ非効率的なためこれを改善するというのでしょうか。		衛星電話・FAXについては、これまで屋外でしか使用できなかったところ、災害時における年金支払手続きは財務省会計センター、日本銀行及び日本年金機構と連携を図りつつ進めて行く必要があることから、衛星電話アンテナを設置することで執務室内での使用を可能とするためのものです。

<p>衛星電話・FAXは、どこの部署が、どのような用件に、また、どれくらいの頻度で使用される見込みなのでしょうか。</p>	<p>年金局会計室が、BCP対応として災害時に東京での年金支払ができない場合に、大阪での年金支払に使用するものです。</p>
<p>(分科会長の意見) 参考見積り依頼先の選定にあたっては、入手先が複数者となるように、過去の実績にとらわれず、新規事業者の開拓を進める等より多くの依頼先を確保するための対策を講じて頂きたいと思います。</p>	

<p>【審議案件2】 審議案件名：国立感染症研究所飯田橋事務所B工事 資格種別：－ 選定理由：随意契約を実施している案件中、新規であり、契約率が100%であるため 発注部局名：国立感染症研究所 契約相手方：野村不動産パートナーズ株式会社 予定価格：4,620,000円 契約金額：4,620,000円 落札(契約)率：100% 契約締結日：令和3年6月18日</p>

(調達の概要)
会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
<p>随意契約理由の「ビルの規定上」とは賃貸借契約上という意味ですか。そうであれば該当部分の契約書コピーをご提示ください。</p>	<p>賃貸借契約書上という意味で間違いありません。契約書コピーを提出いたします(該当部分：第16条3項)。</p>
<p>当該工事の支出科目が試験研究費となっておりますが、少し違和感があります。この科目での調達で問題ないのですか。</p>	<p>感染研の機能強化のための三次補正予算であり、目的に合致しており問題はないと考えます。</p>
<p>予定価格を算定する際、参考見積りの入手先は契約者からのみですか。複数者(例え契約ができないとしても)から入手して予定価格が適正かどうかの検証材料に使用する必要があるはずですか。如何でしょうか。</p>	<p>時間の制限もあったため、参考見積の入手は契約者からのみでした。契約できない場合であっても複数者から入手を試みるべきであったのは、ご指摘のとおりです。今後同様の案件ではできる限り時間に余裕を持って実施できるよう調整し、複数者の参考見積を依頼するようにします。</p>
<p>予定価格が適正かどうかの検証はどのように行われましたか。過去の工事实績、実勢価格、需給状況等を勘案して科学的な検証を行いましたか。</p>	<p>比較に使える類似の実績がなかったことから、過去の実績との比較は十分にできず、実勢価格との比較もほとんどしない状態で設定していました。今後同様の方法で契約する際は、過去の工事实績や実勢価格を勘案して予定価格を設定するようにしたいと思います。</p>
<p>金額の妥当性については検討はなされるものなのでしょうか。検討がなされるとしたら、どのような方法によるのでしょうか。</p>	<p>今回、1者の参考見積の入手のみで予定価格を設定しており、妥当性の検討が十分にできていませんでした。検討する際は、複数者から見積書を入手して比較する、物価資料や過去の契約実績と比較する方法によります。</p>

(分科会長の意見)
予定価格の妥当性について十分な検証が行われていないようですので、調達スケジュールに余裕を持たせる等検証時間の確保をお願いします。

【審議案件3】 審議案件名 : 国立感染症研究所戸山庁舎仮設会議室増築工事 資格種別 : - 選定理由 : 随意契約を実施している案件中、契約金額が最も高いため 発注部局名 : 国立感染症研究所 契約相手方 : 株式会社システムハウスアールアンドシー 予定価格 : 41,800,000円 契約金額 : 41,580,000円 落札(契約)率 : 99.5% 契約締結日 : 令和3年6月1日	
(調達の概要) 一般競争入札(最低価格落札方式)を行ったところ、応札者がなかったため、株式会社システムハウスアールアンドシーと予算決算及び会計令第99条の2に基づく随意契約を行った。契約率は99.5%である。	
意見・質問	回 答
一般競争入札が不落になった原因をどのように分析していますか。	予定価格が少額でランクの高い企業が参加できなかったこと、8月末までの時期に人員を確保できる業者が無かったことが主な原因と考えます。
入札公告期間は十分確保されていましたか。	公告期間は12開庁日とっており、最低限の期間は確保されてたと考えています。
公告以外に入札に参加する可能性のある事業者への積極的な周知活動は行いましたか。	設計事務所の積算資料に添付されていた参考見積を提出した業者へ連絡しました。実際に公告を見て問合せがあり説明書を配布した業者は6者ありました。
工事図面の記載方法に問題はなかったのですか。	図面は設計事務所に作成を依頼したもので、問題はなかったと考えます。
当初想定していた概算所要見込額35.0百万円から予定価格を41.8百万円に上げています。これは前回の一般競争入札時の予定価格算定のときに既に上げていたと考えてよろしいですか。	一般競争入札時に既に上げていました。
予定価格が概算所要見込額から上積みされていますが、その理由を教えてください。	概算所要見込額は、まだ設計を行っていない段階で、建築会社の概算見積をもとにして登録していましたが、その後、設計事務所に設計と積算を依頼したところ、当初予定していた簡易な建築はできないことが判明し、工程、費用が増え、上積みせざるを得なくなりました。
随意契約に至るまでに一般競争入札をどのような手順で行ったのかを説明してください。	4月28日公告、5月25日開札で一般競争入札にかけ、6者に説明書を配布しましたが、条件を満たす業者がなく参加者がいなかったため、予決令第99条の2に基づき、随意契約としました。
特に、4月の公示後5月の入札前に予定価格を算出するために、今回随意契約を行った社から見積もりを取って、予定価格を策定したが、入札者がいなかったため、予定価格設定のために見積もりを取った業者と随意契約を行ったということでしょうか。 その上で、参加者を増やす方法について検討されている内容をご説明ください。	ご認識のとおりです。参考見積を取った業者に問い合わせたところ、当初の入札においては競争参加資格の等級を満たしていなかったが、業務自体は実施可能であるとの回答があったため、随意契約を行うこととしました。 参加者を増やすため、公告後、関係する業種の業者へ連絡し参加を促しています。
一般競争入札に向けた予定価格の参考としての見積金額と随意契約に向けた見積金額とを比較すると、見積書の作成日付がそれ程異ならないにもかかわらず後者の金額がわずかに減額していますが、これはたまたまそうなのだけということなのでしょうか。	少しでも安価に契約したいと考え、価格交渉を行ったところ、わずかに減額となりました。
(分科会長の意見) 十分な入札公告期間の確保をお願いします。	

【審議案件4】
 審議案件名：国立療養所多磨全生園「国立療養所多磨全生園看板標識設置工事」
 資格種別：建設工事―土木一式、建築一式、舗装（「C」又は「D」ランク）
 選定理由：一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、落札率が最も低いため
 発注部局名：国立療養所多磨全生園
 契約相手方：株式会社コイヌマ
 予定価格：8,137,416円
 契約金額：2,822,600円
 落札(契約)率：34.7%
 契約締結日：令和3年6月10日

(調達の概要)
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、4者応札があり、株式会社コイヌマが契約の相手方となった。落札率は34.7%である。

意見・質問	回 答
落札率が35%と極端に低い調達となりましたが、工事の品質に問題はありませんでしたか。	仕様どおり履行されました。
低入札調査の対象外であるとしても、落札率が34.7%と極めて低いのですが、落札者から工事見積書を入手して、品質に問題がない工事であることの検証はしましたか。	契約と同時に請負代金内訳書等を提出させ、ヒアリングを行いました。
開札調書を見ますと入札した4者のうち3者は3.2百万円以下で入札しており、予定価格からは大きく離れた入札価格となっています。予定価格そのものが実勢価格から乖離していたということはないですか。	事前調査では、契約実績のある業者のうち工期中に完了できると見込める業者は、予定価格調書にある参考見積書の2者のみでした。 予定価格から大きく離れた3者は、少額案件のみ取引実績のある造園業者、取引実績のない県外業者、取引実績のない事務用品等を主に扱う業者であり、予期せず安価に契約することができました。
予定価格調書では参考見積書を2者から入手し、工事項目ごとに低い方の価格を選択して予定価格を算定しています。これが市況を反映した適切な価格であると推定するためには、過去の実績、市況を調査する等科学的な検証が必要であると考えますが、如何でしょうか。実際、参考見積書を提出したある事業者は入札価格を参考見積価格から約30%下げて入札しております。どうしても参考見積価格は実勢価格より高く設定されがちです。	市況との乖離がないか検証するため、参考見積書だけでなく建築物価資料を比較しました。 なお参考見積書を提出したうちの1者は、一般競争参加資格を持たない業者に入札実施可能性を示さずに単価見積もりさせたため、実態価格のとおり示されたものと考えられます。
入札公告日(5/25)から契約締結日(6/10)までの期間が短いように見えますが充分だったのでしょうか。	公告期間および書類提出期限は他件と同様であり問題ありませんでした。 当件は契約から工期まで短期であるため、可能な限り早く着工できるよう、当園の書類審査期間を最小限としました。 結果、他件と比べて若干短縮することができました。
「積算資料」、「建設物価」、「公共建築工事共通費積算基準」に基づき算出された予定価格及び参考見積額と比較すると、落札者を含め三者の入札金額はかなり低額になっていますが、これはどのような要因によるものと考えられるでしょうか。	予定価格から大きく離れた3者は、少額案件のみ取引実績のある造園業者、取引実績のない県外業者、取引実績のない事務用品等を主に扱う業者でした。 事後ヒアリングしたところ、いずれも利益幅よりも当園との新規取引実績を得る狙いを重視した旨の回答がありました。

(分科会長の意見)
 入札公告期間をできる限り十分に確保して下さい。また、落札率が極端に低い数値となったことは、予定価格を設定する際の実勢価格調査が十分ではなかった可能性があります。参考見積りの入手先を過去の実績にとらわれず、新規に開拓する等広範な入手先の確保を行って頂きたいと思えます。

【審議案件5】

審議案件名：国立療養所沖縄愛楽園「第2センター新築整備工事監理業務（令和3年度）」
 資格種別：建築関係コンサルタント（「A」又は「B」ランク）
 選定理由：一般競争入札（総合評価落札方式）を実施している案件中、落札率が高いため
 発注部局名：国立療養所沖縄愛楽園
 契約相手方：有限会社アトリエ・門口
 予定価格：17,367,900円
 契約金額：17,006,000円
 落札(契約)率：97.9%
 契約締結日：令和3年4月1日

（調達の概要）

一般競争入札（総合評価落札方式）を行ったところ、2者応札があり、有限会社アトリエ・門口が契約の相手方となった。落札率は97.9%である。

意見・質問	回答
技術評価委員会のメンバー構成ですが、外部有識者が半数おります。この中に技術的な専門知識のある委員は入っていますか。できれば1名は必要だと思います。	ご指摘のとおり、外部有識者の半数の中に入っていますので、今後の委員会には技術的な専門知識のある人にも入ってもらうよう検討いたします。
技術審査報告書ですが、各委員の採点にかなりのばらつきがあります。ある委員は、20点満点であるにもかかわらず、落札者に4点、もう一方の入札参加者に1点を付けています。これは、入札参加者2者が様式7「業務実施方針及び手法」の書類をまともに作っていないことを意味するように思いますが、如何ですか。	様式7「業務実施方針及び手法」の書類につきましては、各評価項目について簡潔に記述するよう記載しており、入札参加業者2者から提出されたものに問題はないと考えております。
一方で、別の委員は両者に20点満点を付けています。この極端な評価差はどこから来ているのでしょうか。技術評価に関する委員の共通理解の不足もあるかと思えます。原因を教えてください。	極端な評価値の差についてですが、委員個人の業者に対する考え方の違いに加えて、入所者目線の業者に対するとらえ方、職員目線の業者に対するとらえ方も大きく異なるため、これらの違いが極端な差につながったと考えております。
開札調書の評価点は価格点を考慮した総合点でしょうか。総合評価落札方式では総合点が必要ですが、当該評価点の計算方法をお示しください。	$\text{評価点} = \text{技術点} + \text{価格評価点}$ $\text{価格評価点} = \text{価格評価点配分点} (60 \text{点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
この建物の設計は今回の落札業者でしょうか。	今回の落札業者になります。
また、予定価格を算出する際の業者も今回の落札業者でしょうか。もしも、このような場合、今回の落札業者にとって極めて有意な条件となりますが、どのようにして公平性を担保されようとしたのでしょうか。	今回は業者2者から見積をとり、安価なほうを予定価格としております。予定価格を算出する際の業者は、競争参加資格を満たしていますが、今回の入札には参加しておりません。公平性の担保の面から、今後は少なくとも3者以上から見積をとるように取り組みます。
提案書技術審査委員会の委員の方たちはどのような基準で選任されるのでしょうか（委員の方たちの役職を拝見する限りでは、工事監理業務について「業務の理解度及び取組意欲」、「業務の実施方針の的確性・独創性・実現性」を適切に評価できるのかなという印象を受けます）。	外部委員は、新築病棟工事の監理業務ということで入所者に密接に関わることであるから、入所者代表として自治会から会長と副会長を選任、公正な立場から採点してもらうため名護市屋我地支所長を選任、内部委員に副園長と福祉課長を選任しております。
本件において、工事監理業務を受託可能な業者の数はどの程度なのでしょうか。	今回の入札参加業者2者を含め、5者から連絡をいただいております。
（分科会長の意見） 技術審査委員の中に技術的に専門知識のある方も入れることをご検討ください。また、各委員の技術評価結果に極端な差が出ないように、評価方法に関する事前説明を十分に行うことが必要です。	

<p>【審議案件6】 審議案件名：新型コロナウイルス感染症の陽性者等療養施設における警備業務（単価契約） 資格種別：役務の提供等（「A」、「B」又は「C」ランク） 選定理由：一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、1者応札であり、低入札価格調査を実施しているため 発注部局名：福岡検疫所 契約相手方：株式会社北斗開発 予定価格：101,455,200円 契約金額：42,200,532円 落札(契約)率：41.6% 契約締結日：令和3年4月1日</p>	
<p>(調達の概要) 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、1者応札があり、株式会社北斗開発が契約の相手方となった。落札率は41.6%であり、低入札価格調査を行った。</p>	
意見・質問	回 答
<p>入札公告期間が7日間と原則的な最低公告期間を満たしていません。この点についてご説明下さい。</p>	<p>本入札案件については、国の水際対策の方針の決定が遅れたため、調達の手続きもぎりぎりのタイミングとなり、必要な公告期間が確保出来なかったものになります。</p>
<p>落札率が約40%で低入札価格調査の対象になっていません。予定単価が高すぎたということはないですか。</p>	<p>令和2年度の契約単価を参考にしており、高すぎたという認識はありません。</p>
<p>予定単価の算定根拠は他者の実績値をそのまま使用しているようですが、当該案件の個別的な要因を考慮する等、科学的な検証は行いましたか。</p>	<p>令和2年度の契約単価を参考にしており、科学的な検証は行っていません。</p>
<p>一者応札となった要因について簡単に記載されていますが、今後一者応札を避けるためにより詳しく説明してください。</p>	<p>業務開始までの準備期間及び適正な公告期間を確保し、入札公告後、参入が予想される業者へ広く周知を行い、できる限り多くの業者が参入出来るよう働きかけることとしております。</p>
<p>予定価格積算における「令和2年度の契約実績」というのは「令和2年度における同一業務の委託に関する契約実績」ということでしょうか。そうであるとすると、低入札価格となったのは、コロナ禍で仕事が減ったことから何としてでも受注したいという側面もあるのでしょうか。</p>	<p>「令和2年度の契約実績」は、「令和2年度における同一業務の委託に関する契約実績」ということです。コロナ禍において、新たな業務を確保したいとこのことにより低い金額での入札となっております。</p>
<p>一般的に言っても、また上記のような事情があるのなら尚更、複数の応札者がいてもおかしくない案件なのではないかと思うのですが、一者応札になった要因分析中「等級を満たさない」という点について、地理的にみて本件施設に警備員を派遣可能な警備会社のうち等級を満たす会社は少ないのでしょうか。</p>	<p>「等級を満たさない」については、入札説明書を配付した業者へ応札しなかった理由を確認した際に回答のあったものを記載しております。今回九州・沖縄地区で等級ABCとしておりますので、新型コロナウイルス感染症陽性者等の療養施設という特殊な施設の警備ではありますが、等級を満たす会社は少なくないと思料いたします。</p>
<p>同じく「人員確保が困難」というのは、コロナ禍という特殊事情によるものなのでしょうか、それとも6ヶ月間・毎日24時間・責任者を含め計5名を配置する（計12名が従事する）のは一般的に困難なのでしょうか。</p>	<p>「人員確保が困難」というのは、コロナ禍という特殊な事情もあると思料いたしますが、6ヶ月間・毎日24時間・合計12人従事することは一般的には困難ではないと考えています。</p>
<p>(分科会長の意見) 一者応札とならないように、公告期間の十分な確保、入札情報を公告以外の方法でも広くPRする等の対策を講じて下さい。</p>	

【審議案件7】	
審議案件名	: 検疫検査場等における警備業務
資格種別	: 役務の提供等（「A」、「B」又は「C」ランク）
選定理由	: 一般競争入札（最低価格落札方式）を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため
注部局名	: 福岡検疫所
契約相手方	: 株式会社KSP・WEST
予定価格	: 21,740,400円
契約金額	: 9,855,648円
落札(契約)率	: 45.3%
契約締結日	: 令和3年4月1日

(調達の概要)
 一般競争入札（最低価格落札方式）を行ったところ、2者応札があり、株式会社KSP・WESTが契約の相手方となった。落札率は45.3%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回答
入札公告期間が原則的な最低公告期間に足りていません。この点は如何でしょうか。	本入札案件については、国の水際対策の方針の決定が遅れたため、調達の手続きもぎりぎりのタイミングとなり、必要な公告期間が確保出来なかったものになります。
当該案件は低入札価格調査の対象となっており落札率が約45%です。予定単価が高すぎたということはないですか。	令和2年度の契約単価を参考にしており、高すぎたという認識はありません。
予定単価算定根拠は他者の実績値をそのまま使用したと理解してよろしいですか。個別的な要因を考慮する等、科学的な検証は実施してないのでしょうか。	令和2年度の契約単価を参考にしており、科学的な検証は行っておりません。
今回落札できなかった事業者の入札価格は予定価格と同額となっておりますが、他者の契約単価を知っていたということでしょうか。理由をどのように考えますか。契約書の条文には守秘義務に関する条項はあると思いますが、漏れたということはないのでしょうか。	今回落札できなかった事業者と令和2年度に契約していた事業者は同一であり、令和2年度契約単価と同額で入札を行ったため予定価格と同額となっております。他者の契約単価を知っていたということではありません。また、漏れたということもありません。
場所や具体的な業務内容が異なるとは言え、警備業務という意味では同じ業務の委託でありながら、審議番号6案件では一者応札、審議番号7案件では複数応札という差が生じた要因としてどのようなことが考えられるのでしょうか。	同じ警備業務となりますが、審議番号7の空港内の警備と比較すると審議番号6については非感染エリアとはしておりますが、新型コロナウイルス感染症陽性者等の療養施設という特殊な施設の警備であり、感染リスクが高くなると落札者が判断したため、応札者数に差が生じたと考えております。

(分科会長の意見)
 特にありません。

【審議案件 8】

審議案件名 : 東京国際空港における帰国者等輸送等業務 (単価契約)
 資格種別 : 役務の提供等 (「A」、「B」又は「C」ランク)
 選定理由 : 一般競争入札 (最低価格落札方式) を実施している案件中、低入札価格調査を実施しているため
 発注部局名 : 東京検疫所
 契約相手方 : 国際興業株式会社
 予定価格 : 815,868,900円
 契約金額 : 272,479,680円
 落札(契約)率 : 33.4%
 契約締結日 : 令和3年4月1日

(調達の概要)

一般競争入札 (最低価格落札方式) を行ったところ、4者応札があり、国際興業株式会社が契約の相手方となった。落札率は33.4%であり、低入札価格調査を行った。

意見・質問	回 答
<p>参考見積先としてA社及びB社を選定した経緯を教えてください。入札予定者も入っていますか。</p>	<p>前年度、羽田空港において同様の輸送を行った実績のあるB社とコロナ対応にかかる輸送について問合せがあり対応可能と回答のあったA社を選定しました。2者とも入札予定者です。本件輸送業務は消毒対応のほか、航空機の到着後、検査結果の待機を要するため、時刻が不確定であり、待機時間が長くなることを理解していることが確認できた業者を選定しています。</p>
<p>予定価格の算定方法は参考見積価格の低い方を採用しています。参考見積価格間の乖離も大きいことから、採用する予定価格について過去の実績、市況等を加味する科学的な検証も必要であると考えますが、如何でしょうか。</p>	<p>検疫所のコロナ対策に係る入国者のバス輸送においては、昨年度以外の過去の実績がなく相場が見当たらなかったため、やむを得なかったものと考えています。</p>
<p>開札調書の入札価格の平均値は約460百万円であり、この価格が概ね実勢価格と判断できますが、予定価格とはかなり乖離する結果となりました。予定価格が高過ぎたということはないですか。</p>	<p>当時の観光向け大型バスの価格相場は国外からのインバウンド需要を見込んだ価格として設定されていたものと思料します。このため、入札前に取得した参考見積価格は定価を起算額として見積額を記載したものであると思われます。ただし当時は観光目的の外国人旅行者がおらず、また緊急事態宣言下による国内観光需要が皆無の状態となっており、急速な需要の落込みがあった時点において、一般競争入札による価格競争を行ったため、値崩れが表面化したものと思われ、予定価格と入札価格の乖離の原因になったものと考えます。</p>
<p>低入札価格調査書の事業フローチャートでは貸切バス事業者へ再委託することになっていますが、再委託承認申請は提出されていますか。資料にはありません。</p>	<p>低入札価格調査書の事業フローチャートに記載されたものは同社内の部署が記載されており、再委託には当たらないものと思われます。また資料の記載内容については、※運行車両に不足が生じた際に他社貸切バス事業者の一部(不足分)を再委託する可能性があるということなので、不足が生じた際に協議が行われた上で、申請が提出されるものと思われます。</p>
<p>仕様書で指定する運行経路は2方式あります。検疫所が指定する宿泊施設への輸送業務については、仕様書の内容では、運送距離がまったく把握できず、入札価格を算定するときに不都合が生じると思います。実際、入札者によって、東京国際空港の周辺駅への周回運行より、単価が高かったり低かったりまちまちとなっています。仕様書の内容は十分だったのでしょうか。</p>	<p>入国者の待機における宿泊施設は仕様書では東京都及び千葉県と記載しています。宿泊施設としては入札当時は墨田区両国にて運用しており、このほか成田空港で運用している千葉県成田市の施設への搬送がありました。また契約期間内に羽田空港から千葉県内までの範囲において、宿泊施設が追加されることが確実であったため、運送距離を限定せず、この範囲を網羅する仕様としました。</p>

<p>予定価格の設定に問題があったようにも考えられますが、これまで同種の契約を実施したことはなかったのでしょうか。そしてそこから相場にあった予定価格の設定は出来なかったのでしょうか。</p>	<p>これまで同種の契約を実施したことがなかったため、そういった前例を用いた価格の設定ができませんでした。</p>
<p>予定価格積算時には、旅行代理店や関係会社が徴収する手数料は勘案されていないものと拝察します。そうであるとする、本件契約相手方については、入札価格は「正規料金から2者分の手数料金額（の一部）が減額された金額」であることが低入札価格となった主たる要因ではないかと思われまますので、特に問題はないものと思料します。</p>	<p>ご賢察のとおりと思われます。</p>
<p>(分科会長の意見) 特にありません。</p>	

【審議案件9】

審議案件名 : 新型コロナウイルス感染症対策に係る無症状陽性者用療養施設における消毒業務
資格種別 : 役務の提供等 (「B」、「C」又は「D」ランク)
選定理由 : 一般競争入札 (最低価格落札方式) を実施している案件中、落札率が最も低い
発注部局名 : 東京検疫所
契約相手方 : 株式会社ハステック
予定価格 : 6,750,001円
契約金額 : 1,138,500円
落札(契約)率 : 16.9%
契約締結日 : 令和3年4月1日

(調達の概要)

一般競争入札 (最低価格落札方式) を行ったところ、8者応札があり、株式会社ハステックが契約の相手方となった。落札率は16.9%である。

意見・質問	回答
感染防止という重要な事業にも関わらず、あまりに低い落札率です。消毒液の原料代さえも賄えない可能性はないですか。検証結果を教えてください。平均入札価格は約7百万円でこれが実勢価格と考えますと、あまりに低い入札価格となっています。	1回当たり税込75,900円の単価となっており、人員数人で数時間程度の作業となるため、人件費や諸費用を考慮しても、原材料費が賄えないということはないかと考えます。また、東京都の療養施設など他の消毒事業も行っているため、資材調達や人員繰りを本契約のみに限って行っているわけではないため、総合的に赤字にはならない価格設定になっていると確認しました。 これほど大がかりな感染症に係る療養施設の運用については、過去に事例が無いものでありますので、業者間で価格設定の考え方に差異が生じているのではないかと考えます。
進行中の案件ですが、品質に問題はありますか。	何ら問題なく実施されていると現地本部から報告を受けております。
あくまで個人的な感想ですが、このような場合には、落札者としてはいけないように思います。何かお考えはありますか。	最低価格落札方式ですので、明確な理由なく最低価格の者を落札者にしないことはできないため、本件は該当しないと考えます。
極めて低い落札率となっていますが、この金額で適正な業務執行が出来ることをどのようにして確認したのでしょうか。	落札者に対して消毒の実施方法についてヒアリングを行った結果、当所が仕様書で定める実施内容と同等であることを確認し、安価に実施ができる理由についても、東京都の療養施設の消毒を行っている実績から効率的に資材の調達や作業の実施ができる等の理由を確認し、問題がないと判断しました。
落札率が低かった要因としてどのようなことが考えられるのでしょうか。	東京都の療養施設の消毒を行っている実績から効率的に資材の調達や作業の実施ができる等の理由によるものと考えます。 また、これほど大がかりな感染症に係る療養施設の運用については、過去に事例が無いものでありますので、業者間で価格設定の考え方に差異が生じているのではないかと考えます。
(分科会長の意見) 落札率が極端に低い案件ですので、次回、同様の調達があるときに取引実績値として使用していいものなのか実勢価格調査を進めておく必要があります。	

【審議案件10】	
審議案件名	令和3年度群馬事務所清掃業務一式
資格種別	—
選定理由	随意契約を実施している案件中、再委託を行っており、随意契約の妥当性について、確認する必要があるため（再委託1／2以上）
発注部局名	関東信越厚生局
契約相手方	株式会社第一ビルディング
予定価格	805,200円
契約金額	805,200円
落札(契約)率	100%
契約締結日	令和3年4月1日

(調達の概要)
 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回答
随意契約を行う場合でも、予定価格算定の際には価格の適正性を検証するために、複数者から参考見積書を徴取すべきだと考えますが、当該案件では随意契約予定者からのみ徴取しているようです。この点は如何ですか。	「前橋ファーストビルディング館内細則」により第一ビルディングと清掃契約を締結することが定められているため、随意契約となっておりますが、複数の業者から見積もりを取得できるかどうか検討し、実施に努めてまいります。
予定価格の合理性をどのように検証しているのですか。競争性のない調達は価格が高止まりしがちです。過去の実績、実勢価格等を踏まえた科学的な検証を行う必要があります。	本件については、随意契約予定先との価格交渉を実施したところ、最低賃金が上昇していることを理由に応じて頂けませんでした。今後とも、できるだけ国に有利な契約を結べるよう、科学的な検証を検討し、相手方と価格交渉について引き続き折衝してまいります。
随意契約理由書記載の「管理上の理由により」というのは、賃貸借契約あるいは賃貸管理契約において、清掃業務は本件契約相手方に委託することが義務づけられているなど、明確な理由があるのでしょうか。	「前橋ファーストビルディング館内細則」により第一ビルディングと清掃契約を締結することが定められています。
清掃業務の実務作業を行うのは下請会社ですので、本件契約相手方との契約金額は清掃業務自体の対価としては割高ということになりますが、本件契約相手方に委託せざるを得ない事情があるのであれば、元請会社として責任を負ってもらえること（万が一債務不履行があったような場合、下請会社と比較すれば責任の履行を確実視可能なこと）も踏まえ、やむを得ないと思料します。	「前橋ファーストビルディング館内細則」により第一ビルディングと清掃契約を締結することが定められており、直接清掃業務に関する契約を結ばません。ご指摘のとおり、万が一、不適正な履行が認められた場合は、まずは受注者である第一ビルディング（株）に申し入れをし、履行の確認を行う予定としております。

(分科会長の意見)
 価格が高止まりしないように、予定価格算定の際には参考見積書の入手先を複数者にしてもらうとともに、一般的な実勢価格調査を行って価格交渉の材料とした方がよろしいのではないのでしょうか。

【審議案件 1 1】 審議案件名 : 書類保管業務 資格種別 : ー 選定理由 : 公募を実施している案件中、一者応募であるため 発注部局名 : 東北厚生局 契約相手方 : 東邦運輸倉庫株式会社 予定価格 : 2,307,096円 契約金額 : 2,217,600円 落札(契約)率 : 96.1% 契約締結日 : 令和3年4月1日
--

(調達の概要)
 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第99条第8号に基づく随意契約を行った。

意見・質問	回 答
仕様書の「30分以内に保管場所があること」という条件が付されている理由は何ですか。60分以内ではいけないのですか。	仮に保管場所まで60分かかる場合、書類を確認するために移動だけで毎回往復2時間を要することとなります。また、冬季の降雪及び積雪時にはさらに時間を要します。そのため、業務効率化の観点から、30分以内の保管場所としています。
業務の仕様書において東北5カ所の事務所からの書類保管を1者が引き受ける条件となっていますが、このような条件のために一者応札になったと考えられないでしょうか。これを分割することにより、複数者による競争性を働かせることは出来なかったのでしょうか。	契約業務の効率化のため、一括調達としております。
予定価格が適正なものであることの根拠として、令和2年度のコンテナ1台あたりの月額単価12,000円に令和2年度の地価変動率を掛けて、令和3年度の予定単価を決めています。令和2年度のコンテナ1台あたり予定単価12,000円はどのように決められているのですか。	令和2年度の予定単価12,000円については、平成31年度契約単価12,000円に平成31年度地価変動率を掛けて決定しています。
随意契約の場合でも、参考見積りを複数者から取って、予定単価を科学的に検証すべきだと思いますが、如何でしょうか。競争性のない調達は契約価格が高止まりしがちになります。それを防止する必要が出てくるからです。	次年度の契約において、参考にさせていただきます。
委託業務の性質上、委託先が限定されるのもやむを得ませんので、特に問題はないものと思料します。	
(分科会長の意見) 予定価格の算定方法については、実勢価格を十分に反映させうる方法に変更することを検討して下さい。再度必要となった書類(保管箱)は運んできてくれる事業者もあります。事業者選定を柔軟により競争性を持たせて行って下さい。	

24都道府県労働局における公共調達監視委員会の活動状況については資料の配付をもって報告を行った。

【問合せ先】
 厚生労働省大臣官房会計課会計企画調整室
 電話03-5253-1111 (内7965)